

欧州単一効特許・統一特許裁判所、2023年6月1日に開始予定

2023年2月17日  
JETRO テュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦司法・消費者保護省は、2023年2月17日、同日にドイツが統一特許裁判所(UPC)協定を批准した旨、プレスリリースにて公表した。

本プレスリリースにおいて、ドイツのマルコ・ブッシュマン司法大臣は、以下のとおり述べている。

「本日より、欧州におけるイノベーションの保護が新たなレベルに引き上げられる。6月1日から、欧州で単一特許保護が開放され、参加加盟国において、UPCの手続きで紛争が即時に解決されることになる。このようにして、革新的な企業は、国境を越えた現代的な方法で、共通市場において効果的に発明を保護することができるようになる。これは、ドイツと欧州における将来の存続可能性と革新的な強さを強化するもの。」

他、プレスリリースでは、(UPCの)準備の一環として、参加加盟国は新たな手続きのための民事訴訟法に合意し、その中で近代的な技術が使用され、裁判所のファイルは、ケースマネジメントシステム(CMS)で完全に電子的に管理され、裁判所の決定も電子的な形式で発行される旨も言及されている。

また、UPCは、同日ドイツがUPC協定を批准したことにより、同協定が2023年6月1日に発効<sup>1</sup>する旨、ニュースリリースにて公表した。

さらに、欧州特許庁(EPO)も同日に、ドイツ政府によるUPC協定の批准書寄託について、以下の概要のとおり、ニュースリリースを公表した。

本日、ドイツ政府は欧州連合理事会にUPC協定の批准書を寄託した。これは、現在17カ国<sup>2</sup>が参加している単一特許パッケージの発効に必要なEU加盟国による批准手続きが完了したことを意味する。これにより、2023年6月1日に新制度を開始する準備が整った。今後、さらに多くの国が参加する事が予想される。

EPOのカンピーノス長官は、以下のとおり述べている。

「ドイツによる寄託は、欧州における知的財産保護の新時代への扉を開くものである。単一特許制度の下で、欧州企業はより広範で効果的な特許保護をより低いコストで受けることができるようになり、これは特に中小企業にとって重要なことである。長い間期待さ

<sup>1</sup> UPC協定はこの批准書の寄託から4カ月目の月の初日に発効する([UPC協定第89条\(1\)](#))。

<sup>2</sup> ドイツ、フランス、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スウェーデン、スロベニア

れていたこの制度の開始は、欧州特許制度のすべてのパートナーおよび利害関係者の緊密な協力と建設的な作業の結果である。大きな経済圏を横断する取引を促進する単一な技術市場が確立されるため、欧州経済にとって大きな恩恵となるだろう。今年の後半には、欧州特許条約の創設 50 周年を迎えるが、この大きな一歩は、欧州のイノベーターと発明の保護にとって歴史的な瞬間である。」

なお、本ニュースリリースでは、欧州特許の出願人はすでに強い関心を示している。EPO が新制度の早期導入を促す経過措置を（2023 年）1 月 1 日に開始して以来、2,200 件以上の事前の単一効申請及び／又は欧州特許付与決定の発行遅延申請が提出されている旨も述べられている。

UPC については、2022 年 1 月にオーストリアが UPC 協定の暫定適用に関する議定書の批准書を寄託したことによって暫定適用期間が開始され、裁判官の採用やインフラの整備が進められていたが、2022 年 12 月に、統一特許裁判所は、CMS システムの準備に関係して、当初予定より 2 カ月遅れて 2023 年 6 月 1 日から UPC 協定が発効予定である旨を公表していた。それ以降、2023 年 1 月には UPC 裁判官のためのトレーニング、登記官の指名、2 月中旬からはユーザー向けに CMS へのテストアクセスも開始されていたことから、順調に準備が進められており、今月中にドイツが批准書を寄託することが予想されていた。今回のドイツの批准書の寄託により、2023 年 3 月 1 日からサンライズ期間が開始され、事前オプトアウト<sup>3</sup>申請が可能となる。

— ドイツ連邦司法・消費者保護省のプレスリリースは、以下参照 —

[Einheitliches Patentgericht startet am 1. Juni 2023](#)

— UPC のニュースリリースは、以下参照 —

[UPC Agreement Ratification- Breaking news Germany has ratified the Agreement on a Unified Patent Court](#)

— EPO のニュースリリースは、以下参照 —

[The Unitary Patent is to become a reality](#)

— 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

➤ [統一特許裁判所 \(UPC\)、元 UPC 準備委員会委員長のラムゼイ氏を登記官に指名 \(2023 年 1 月 19 日\) \(PDF\)](#)

➤ [統一特許裁判所 \(UPC\) 準備委員会、UPC 協定発効予定日の延期を公表 \(2022 年 12 月 6 日\) \(PDF\)](#)

➤ [欧州特許庁 \(EPO\)、欧州単一特許制度の運用開始に向けた経過措置の開始日を公表](#)

---

<sup>3</sup> [UPC 協定第 83 条\(3\)](#)に基づく（単一効特許ではない）欧州特許に対する UPC の専属管轄からの除外

[\(2022年11月14日\) \(PDF\)](#)

- [統一特許裁判所\(UPC\)準備委員会、裁判官のリストを公表\(2022年10月19日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所\(UPC\)準備委員会、UPC協定発効までのロードマップを公表\(2022年10月7日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所\(UPC\)準備委員会、CMSの準備状況について公表\(2022年10月4日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所\(UPC\)準備委員会、UPC開始に向けた準備の進捗状況を公表\(2022年7月18日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所\(UPC\)準備委員会、UPCの裁判官の採用等についてスケジュールを公表\(2022年4月7日\) \(PDF\)](#)
- [UPC協定の暫定的適用に関する議定書が発効\(2022年1月19日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所\(UPC\)準備委員会、UPC協定発効の目安時期について公表\(2021年8月19日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツの統一特許裁判所\(UPC\)協定承認法、大統領による署名を経て公布\(2021年8月13日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所\(UPC\)協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断\(2021年7月9日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦参議院、統一特許裁判所\(UPC\)協定批准に係る法案を可決\(2020年12月18日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦議会、統一特許裁判所\(UPC\)協定批准に係る法案を可決\(2020年11月27日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦政府、統一特許裁判所\(UPC\)協定批准に係る法案を連邦議会に提出\(2020年10月2日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所\(UPC\)協定批准に係る法律の草案を公表\(2020年6月12日\) \(PDF\)](#)
- [ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断\(2020年3月20日\) \(PDF\)](#)
- [英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表\(2020年3月1日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁及びEU加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める\(2020年1月13日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所\(UPC\)協定を批准\(2018年4月30日\) \(PDF\)](#)
- [英国上院\(貴族院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択\(2017年12月15日\) \(PDF\)](#)
- [英国下院\(庶民院\)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院\(貴族院\)審議へ\(2017年12月11日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表\(2017年8月21日\) \(PDF\)](#)

- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明（2017年6月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産連盟（IP Federation）、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出（2017年6月16日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年4月3日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ（2017年3月10日）（PDF）](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2017年2月13日）（PDF）](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年6月17日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択（2016年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択（2016年2月16日）（PDF）](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年1月25日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015年12月22日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択（2015年10月29日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書にEUの7加盟国が署名（2015年10月15日）（PDF）](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加（2015年9月30日）（PDF）](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)

- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPOが提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

(以上)